

「税務課用賦課替共有管理・納税通知書作成システム」の活用について～相続人調査及び共有者全員通知を効率的に行うために～

鹿児島県霧島市税務課
主幹兼固定資産税グループ長 吉永 利行
主任主事 佐々木 宏大

1 システム導入前の状況

(1) 死亡者課税の現状と課題

現状：納税義務者のうち7人中1人が死亡者課税である。

課題：死亡者課税の賦課替え事務は手間がかかり煩雑である。具体的な内容としては、①戸籍収集作業 ②相続関係説明図の作成 ③相続人共有名義へ納税義務者を更正 ④納税通知書の作成 ⑤納税者からの問合せ対応 ⑥調査資料の管理・保存など。

(2) 導入に至るまで

- ・平成21年度～ 相続人全員を調査して全員に納税通知する事務を開始したものの納税通知書は全て手入力で作成していた。
- ・平成28年度 手入力での納税通知書の作成が追いつかなくなり、情報政策課に業務改善依頼書を提出した。
- ・平成29年度 相続人調査から納税通知書作成まで一連の事務を全て行えるシステムを本市のプロパー職員が自ら開発し、11月から稼働開始した。

2 システムの特徴

- (1) 相続人調査を要するものの全体像が把握できる。
 - ・死亡者課税となっている事案をシステムの画面上に全て表示できる。
 - ・死亡日、年税額、滞納額などで並び替えができるので、調査すべきものの優先順位が付けられる。
 - ・このため、年度ごとの調査計画を立てられるようになった。
- (2) 調査の過程を記録できる。
 - ・戸籍判読結果（本籍、住所、氏名、続柄、生年月日等）をその場でシステムへ入力して整理できる。
 - ・入力した内容に基づいて相続人一覧表等の

帳票出力や相続関係説明図の自動描画ができるようになった。

(3) 納税通知書が出力できる。

- ・基幹系システムの最新の個人情報と課税情報を参照して、相続人一人ひとり宛名を変えて納税通知書を作成できる。
- ・年度当初の相続人全員への納税通知書作成についても、システムから一気に印刷できるようになった。

(4) 課税基礎資料を保存できる。

- ・紙ベースの資料一式をスキャンしてシステムへ登録することにより、全ての職員の端末から課税基礎資料を閲覧できる。
- ・このため、納税者からの問合せ対応が格段に行いやすくなった。

※このように「調査予定者の選定」から「調査後の問合せ対応」に至るまで、ほぼ全ての工程でシステムの活用を行っている。

3 システムの効果と今後の展望

(1) システム導入の効果

- ① 納税通知書発行時間の大幅短縮
手入力による転記ミスがなくなり、課税誤りの防止にも寄与している。
- ② 相続人調査件数の増加
調査の一連の流れをシステムが整理するため、調査のスピード感がアップした。
- ③ 組織的な情報共有
各担当職員の調査進捗状況を一元把握でき、納税通知後の問合せ対応にも活用している。

(2) 今後の展望

- ・システムで解決しない困難事案に直面することもあるが、霧島市全体で知恵を絞り、時には先進自治体の皆様の知恵もお借りしながら、ひとつひとつ前向きに取り組んでいきたい。
- ・死亡者課税の問題は、何もしなければ恐らくはどんどん増えていく。徴収困難事案をこれ以上新たに増やさないように、公平・公正に課税をするという視点からも、徹底した相続人調査を軸として、職員全員でシステムを活用し、「死亡者課税の減少」を目指していきたい。